

平成19年6月1日(金) 開催

子ども応援特別委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 土木委員会室

○開会

1 付託事件

②青少年の健全育成に関する調査

(1)概要説明

(2)いじめ対策行動推進会議の設置について

③家庭、地域、学校の連携に関する調査

(3)自主的な活動への支援について

(4)食育から広げる生活リズム向上プランについて

①子育て支援対策に関する調査

—
(5)児童虐待の現状について

○次回の委員会

平成19年6月25日(月) 午前10時30分 開催

○閉会

子ども応援特別委員会資料

○ 青少年の健全育成に関する調査

- 1 概要説明
 - ・青少年施策体系 P. 1
 - ・青少年総合対策の推進 P. 3
 - ・自立と活力のかん養 P. 3
 - ・社会性の伸長 P. 5
 - ・良好な環境づくり P. 7
- 2 いじめ対策行動推進会議の設置について P. 15

○ 家庭、地域、学校の連携に関する調査

- 1 自主的な活動への支援について P. 17
- 2 食育から広げる生活リズム向上プランについて P. 19

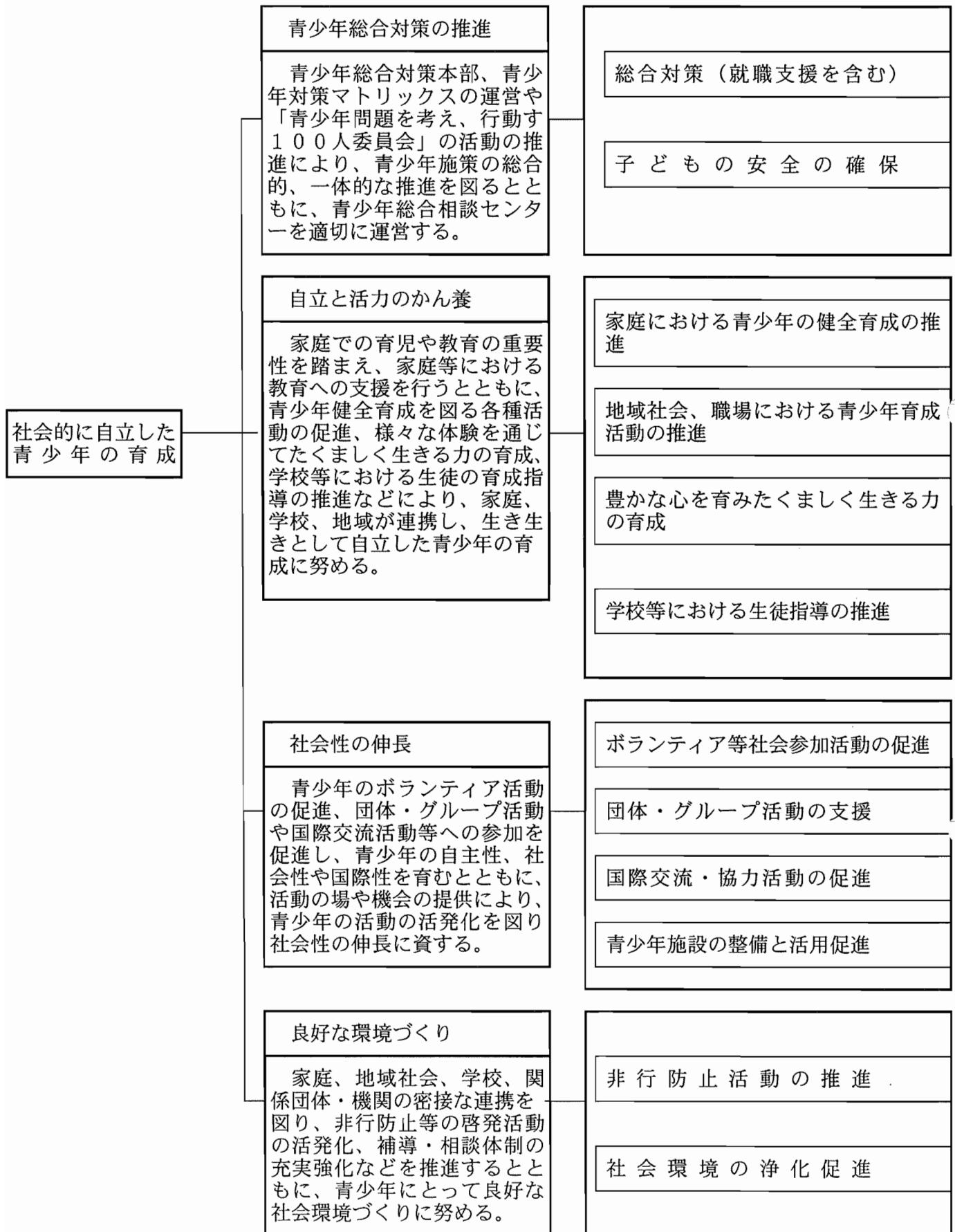
○ 子育て支援対策に関する調査

- 1 児童虐待の現状について P. 20

平成 19 年 6 月 1 日

生活環境部・保健福祉部・産業労働部
教育委員会・警察本部

青 少 年 施 策 体 系



平成19年度における関係各課の主要事業	
①青少年課	岡山県青少年総合対策本部運営事業 岡山県青少年問題協議会運営事業 おかやま青少年さんあい運動推進事業 （「青少年問題を考え、行動する100人委員会」） 青少年マトリックス事業 岡山県青少年総合相談センター運営事業
②安全・安心まちづくり推進室	児童等の安全の確保、県民等による自主的な活動の促進
③保健体育課	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
④少年課	警察スクールサポーター配置事業、携帯電話によるメール相談事業
①青少年課	家庭教育支援事業、青少年健全育成促進アドバイザー派遣事業、青少年健全育成県民運動の推進、善行・優良事例の顕彰
②健康対策課	子どもの健やか発達支援事業、精神保健相談事業、虐待予防関係事業、ひきこもり脱出支援事業、健やか親子21推進強化事業
③子育て支援課	少子化対策関係事業、家庭児童指導事業、児童相談所の運営、家庭支援電話相談事業、児童虐待防止事業
④指導課	おかやまチャレンジ・ワーク14、豊かな体験活動推進事業、スクールカウンセラー配置事業、スクールサポーター配置事業、「心の専門家」派遣事業、いじめ問題対策会議、問題を抱える子ども等の自立支援事業、生徒指導ネットワーク事業、高等学校生徒指導マネージメント事業、生徒指導推進協力員配置事業
⑤保健体育課・生涯学習課	食育から広げる生活リズム向上プラン
⑥生涯学習課	家庭教育支援総合推進事業、子どもの生活リズム向上のための取組、放課後子ども教室推進事業、地域のヤングリーダー養成事業、子どもの読書活動の推進、岡山県青少年劇場巡回公演、「生きる力」支援事業、子どもほっとライン事業
⑦少年課	心と命の教育活動、少年の居場所づくり対策「さぼせん」ルームの運用、宿泊体験型の少年健全育成支援事業
①青少年課	ヤング・オピニオン県政反映事業、青少年による居場所づくり事業、「エコ*ボランティア」実践事業、“若者人づくり”スキルアップ応援事業、グローバル・ユース育成事業、青少年の島事業
②子育て支援課	県立児童会館の運営
③生涯学習課	第55回岡山県青年祭、社会教育関係団体助成、高校生の国際文化交流事業、青年の家維持運営事業
①青少年課	青少年非行防止モデル事業、NPOとの協働による青少年非行防止事業、青少年マナーアップ啓発事業、青少年補導センター活動促進事業、広域補導の推進、青少年健全育成対策事業、青少年健全育成条例関係事業
②指導課	岡山県学校警察連絡協議会
③少年課	全国非行防止運動、「少年を非行から守るパイロット地区」活動、少年警察協助員活動、少年補導ケースワーカー、善行少年表彰、少年サポート活動の推進、「たまり場ゼロ作戦」の展開、「桃太郎っ子サポートライン」の運用、万引き防止総合対策の実施、有害環境浄化活動

青少年総合対策の推進

1 総合対策

<主な取組>

○「青少年問題を考え、行動する100人委員会」の取組 (青少年課)

青少年を取り巻く諸問題の解決に向けて、平成12年8月に設立された「青少年問題を考え、行動する100人委員会」における行動計画の4つのスローガンに沿って、青少年の健全育成と社会参加に向けた県民運動の推進を図る。

- [4つのスローガン]
- ・学校、家庭、地域の教育力の向上
 - ・青少年の社会性や規範意識の向上
 - ・大人社会全体の意識改革
 - ・地域の一員としての企業等の社会的役割の自覚

また、この100人委員会において設定された統一テーマ「おかやま青少年さんあい運動～でいい、ふれあい、たすけあい」に基づいた実践的な活動を推進し、県民みんなが身近なところで青少年とのあいさつやコミュニケーション等の取組を展開するよう働きかける。

○岡山県青少年総合相談センターの運営 → 別紙1 (青少年課)

2 子どもの安全の確保

近年の犯罪の多発に加え、子どもに対する凶悪犯罪の続発や不審者遭遇事案が頻発するなど、子どもの安全が脅かされている。こうした状況を踏まえ、平成18年9月に制定した「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づき、県・県教育委員会・県警察が一体となって、市町村、県民、自治会、ボランティア・NPO及び事業者との協働連携により、子どもの安全の確保のための対策を推進する。

<主な取組>

○児童等の安全の確保 (安全・安心まちづくり推進室)

学校等における児童等の安全確保に関する指針等の普及に努めるとともに、学校、保護者、自治会、ボランティア、事業所、関係機関などが連携した地域ぐるみの子どもの安全確保を推進する。

○県民等による自主的な活動の促進 (安全・安心まちづくり推進室)

県民推進大会の開催などを通じた、安全・安心まちづくりへの県民の理解を深めるための広報・啓発や、自主防犯活動団体に対する支援などにより、地域の協働体制づくりを推進する。

○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進 (保健体育課)

学校安全体制の整備を必要とする小学校において、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備する。

○警察スクールサポーター配置事業 → 別紙2 (少年課)

自立と活力のかん養

1 家庭における青少年健全育成の推進

家庭は、次代を担う青少年の身体や人格の基礎が形成される場である。家族と共に考え、悩み、働き、汗を流すことによって互いに絆が強まり、青少年は、明日への鋭気や自信を持てるようになる。健やかで自立した青少年に育むため、温かい家庭づくりを支援する。

<主な取組>

- 家庭教育の支援 (青少年課)

問題行動についての家庭教育の指針として、いじめ等問題行動に関する家庭用啓発資料を小学一年生を持つ家庭に配布し、家庭の教育力の充実を図る。
- 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣 (青少年課)

家庭、地域の教育力の向上を図るために、青少年健全育成の分野において専門的知識を有する人をアドバイザーに委嘱し、各種団体が青少年健全育成をテーマに開催する講演会等に講師として派遣する。
- 子どもの健やか発達支援事業 (健康対策課)

未熟児や障害児またはその疑いのある子どもやその保護者に対し専門的な相談支援等を実施する。
- ひきこもりからの脱出の支援 (健康対策課)

ひきこもりサポーターの育成やひきこもり者や家族を対象にした座談会を開催、家族と社会の中間的な場の提供により、家族と社会をつなげる支援を実施する。
- 子どもの生活リズム向上のための取組 (生涯学習課)

関係団体等と連携し、早ね早おき朝ごはんなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組を推進する。

2 地域社会における青少年育成活動の推進

青少年は、地域社会との関わりの中で成長し、社会性を培うものであるが、個人志向や生活様式の多様化により、地域社会への帰属意識や連帯意識が希薄化している。このため、日常的なふれあいを通して地域ぐるみで青少年の育成を図れるよう様々な取組を推進する。

<主な取組>

- 青少年育成県民運動の推進 (青少年課)

7月、11月、3月を「青少年健全育成強調月間」と定め、青少年の健全育成と非行防止について、より一層県民の理解を深めるため、関係機関や団体が一体となった県民総ぐるみの運動を集中的に展開する。
- 善行・優良事例の顕彰（「岡山県わかば賞」） (青少年課)

身のまわりにある青少年の善意ある行為、勇気ある行為など、他の青少年の模範となる行為を地域のみんなで顕彰し、人間性豊かな青少年を育てるとともに、明るい地域社会をつくるため、「岡山県わかば賞」を授与する。

3 豊かな心を育みたくましく生きる力の育成

青少年が、将来に対する夢や希望を抱き、他人を思いやる豊かな心とたくましく生きる力を育みながら成長できる環境づくりが必要である。このため、職場体験をはじめとする各種体験や読書等を通じて自分で考え、行動できる青少年を育成する。

<主な取組>

- おかやまチャレンジ・ワーク14 (指導課)

産・学・官の連携の下で実施する中学生の地域における職場体験活動をとおして、生徒の望ましい職業観や勤労観を育てるとともに、地域に学び豊かな感性や創造性などを自ら高めたり、共に生きる心や感謝の心を育むなど、心の教育を推進する。
- 食育から広げる生活リズム向上プラン (保健体育課・生涯学習課)

学校・家庭・地域が連携を図りながら、子どもたちの望ましい食習慣の形成と基本的な生活習慣の育成を図る。

○放課後子ども教室推進事業

(生涯学習課)

学校の余裕教室や公民館等を利用して、地域の大人と子どもがふれあう子どもの居場所を開設し、異年齢、異世代間の交流を図り、地域の人たちの支援のもとに様々な体験や学習の場や機会を提供する。

○宿泊体験型の少年健全育成支援事業

(少年課)

県内3か所の少年サポートセンターにおいて、少年警察協助員等の少年警察ボランティアの協力を得ながら継続補導・支援を行っている問題少年に「倉敷市少年自然の家」(倉敷市児島由加)で1泊2日のキャンプ合宿をさせ、自然環境の中で各種の体験活動を行うことにより、心の交流、規範意識や人間性の醸成を図るとともに、少年警察ボランティアも参加してふれあい活動に取り組むなど、ボランティアの活性化を推進する。

4 学校等における生徒指導の推進

学校教育においては、教職員と児童生徒とが豊かな人間関係を築き、学校の教育活動の全体を通じて生徒一人ひとりの自立を促し人間形成を援助するため、積極的な生徒指導を推進する。特に、いじめ等の問題行動や不登校などの学校不適応問題への適切な対応を図るため、臨床心理士や校外の関係機関の協力を得ながら学校におけるカウンセリング機能を充実するなどの生徒指導体制の強化に努める。

<主な取組>

○スクールカウンセラー配置事業

(指導課)

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図るため、専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを全中学校に配置する。

○スクールサポーター配置事業

(指導課)

地域の人材を活用し、学校の教育活動を支援する「スクールサポーター」を小・中学校へ配置し、家庭訪問等を中心とした不登校児童生徒や保護者への支援を行う。

○「心の専門家」派遣事業

(指導課)

学校不適応問題に適切に対応するため、臨床心理士等の「心の専門家」を小学校のケース会議等に派遣し、指導・助言を行う。

○いじめ問題対策会議

(指導課)

いじめの未然防止、早期対応のために、学識経験者等が学校や家庭における取組に対する提言を行うとともに、学校におけるいじめの問題に対する学校の指導力の向上に資する資料を作成する。

○問題を抱える子ども等の自立支援事業

(指導課)

不登校やいじめ等生徒指導の諸問題に対し、子どもの状況把握の在り方や学校、家庭、関係機関のネットワークの活用の在り方など、未然防止や早期対応につながる効果的な取組の実践的な研究を行う。

社会性の伸長

1 ボランティア等社会参加活動の促進

ボランティア活動は、青少年の自立促進や社会性を育むうえで極めて有意義なものであることから、福祉活動や地域づくり活動などのボランティア体験の機会を積極的に提供し、青少年の社会参加を促進する。

<主な取組>

○ヤング・オピニオン県政反映事業

(青少年課)

青少年に行政や社会に興味・関心を抱いてもらい、社会づくりの一員として

の自覚を養い社会性を高めるため、青少年（15歳から25歳まで）で構成する「ユースチャレンジ21会議」を設置し、青少年の視点で青少年自身が施策の企画・立案を行い、県に提案する。

○青少年による居場所づくり事業

（青少年課）

青少年が気軽に立ち寄れ、交流や情報交換ができたり、青少年自らイベントなどが企画・実施できる青少年の居場所施設「みらいふるシーポ」（岡山市奉還町）の管理・運営を行う。

○「エコ＊ボランティア」実践事業

（青少年課）

平成17年度の「ユースチャレンジ21会議」の提案を受けて事業化したもので、青少年が環境学習に取組み、学んだ知識を活かして環境保全活動を実践する。

○“若者人づくり”スキルアップ応援事業

（青少年課）

平成18年度「ユースチャレンジ21会議」の提案を受けて事業化したもので、青少年による岡山県ユースネットワークを組織し、自らがプロジェクトの企画・実施するなどのプロセスを経験させながら社会人になるための成長を促す。

2 団体・グループ活動の支援

青少年の団体やグループによる主体的な活動を促進するため、情報提供や活動の場の整備、技術指導等の支援を行う。

＜主な取組＞

○第55回岡山県青年祭

（生涯学習課）

青年活動の成果を体育の部・文化の部に分けて発表するとともに、県下の青年が交流を深める。

3 国際交流・協力活動の促進

広い視野と国際感覚を持って行動できる青少年を育成するため、青少年の海外派遣や外国青少年の受入などを行うとともに、国際貢献活動等についての講座の開設等を行う。

＜主な取組＞

○グローバル・ユース育成事業

（青少年課）

国際貢献大学校等での研修を通じて地球環境の保護や国際協力の必要性を認識し、国際感覚の醸成や異文化への理解を深め、広い視野と国際性を身につけたリーダーを育成する。

4 青少年施設の整備と活用促進

青少年の協調性や社会性は、多くの人々との交流を通じて培われる。このため、青少年の交流等の場として、県内3か所の青少年の島、県立児童会館や青年の家等の施設を運営する。

＜主な取組＞

○「青少年の島」の活用

（青少年課）

次代を担う青少年が自然とのふれあいを通じ、自然の厳しさ、尊さを体験し、団体生活を通じて、真の友情と人間本来の生き方を追求する場として、県東部の黒島、中央部の六口島、県西部の梶子島の3島を「岡山県青少年の島」として開島しており、利用促進の広報活動を強化し、年間を通じた島の活用を図る。

良好な環境づくり

1 非行防止活動の推進

＜少年非行の情勢＞

平成18年中県下において刑法犯で検挙した犯罪少年及び刑法に触れる行為により補導した触法少年は2,602人で、342人減少(-11.6%)し、特に窃盗犯が減少した。

また、刑法犯で検挙及び刑法に触れる行為により補導した者の総数6,670人に占める少年の割合は39.0%で、4年連続して過半数を割っている。

しかし、凶悪犯が微増(+4.2%)し、また、非行率(10~19歳の少年の人口千人当たりに占める割合)は13.0人で、全国平均の10.5人に比べると2.5人も多く、少年非行問題は、依然として厳しい情勢が続いている。

一方、少年を取り巻く現状も、地域社会における人間関係の希薄化、夜型社会の急激な進展や性を売り物にする享楽的営業、インターネット・出会い系サイト等を通じた有害情報が氾濫するなど、その社会環境が大きく変化しており、心身ともに未成熟な少年の健全な育成を著しく阻害している状況にある。

少年対策は、治安回復の鍵であり、こうした情勢に対処し、次代を担う青少年の健全な育成を図るためにには、少年を非行から守り、これを保護するための諸対策を積極的に推進するとともに、悪質な非行や少年の福祉を害する犯罪には厳正に対処するなど、少年非行の総量抑止に向けて積極的に取り組む必要がある。

○少年非行の実態

・刑法

(単位：人)

年 別	平成18年	平成17年	増 減 (率)
総 数	2, 602	2, 944	▲342(▲11.6%)
犯罪少年	2, 055	2, 282	▲227(▲9.9%)
触法少年	547	662	▲115(▲17.3%)

・不良行為少年

(単位：人)

年 別	平成18年	平成17年	増 減 (率)
不良行為少年	22, 207	20, 519	1, 688(8.2%)

＜主な取組＞

○青少年非行防止モデル事業

(青少年課)

青少年が集まりやすい岡山駅前を中心に、青少年のマナー向上のための集中的な声かけなどをを行うため、巡回パトロール基地「桃太郎ステーション」の整備や巡回パトロール専門員の配置などを行い、警察、教育、ボランティア等が一体となった継続的かつ効果的な巡回指導を実施する。

○N P Oとの協働による青少年非行防止事業 (青少年課)

民間のノウハウを活用するため、公募によりN P O等から非行防止対策やマナー向上に関する事業の企画提案を募集し、先駆的で優れた提案のあったN P O等にその事業を委託実施する。

○青少年補導（育成）センターの活動促進 (青少年課)

街頭補導、少年相談などの青少年補導（育成）センター業務の促進を図るために、16カ所の市・町青少年補導（育成）センターに対し助成を行う。

○広域補導の強化 (青少年課)

県境列車通学生の非行防止を図るために、実態査察を実施するとともに、隣県関係者との連携の強化に努める。

また、青少年の非行の広域化に対応するため、岡山県広域特別補導協議会に助成し、中高校生に対する列車、バス補導及び各地の催しにおける補導の強化を図る。

○「青少年健全育成（非行防止）をすすめる店」宣言店の促進 (青少年課)

急増している万引きなど初発型非行に対応するため、コンビニなどの深夜営業店に「11・5（いいこ）運動」協力店に参加してもらい、店関係者の青少年健全育成意識の高揚を図るとともに、青少年に非行防止の自覚を促す。

○少年の薬物乱用防止・非行防止対策の推進 (少年課)

少年による覚せい罪等の薬物乱用の絶無を図るために、学校や教育委員会と連携した上、薬物の有害性、危険性について少年自身に直接語りかける薬物乱用防止広報車「桃太郎っ子サポート号」を活用した薬物乱用防止教室や非行防止教室を開催するなど、少年の規範意識の啓発に努めている。

〈平成18年の薬物乱用防止教室等及び広報車運用状況〉

対象区分	教室回数	参加人員	広報車回数
小学校	46回	6,689人	13回
中学校	46回	10,911人	9回
高等学校	41回	12,720人	9回
その他	42回	6,367人	17回
計	175回	36,687人	48回

○少年警察ボランティアの活性化及び関係機関・団体等との連携による非行防止対策の推進 (少年課)

少年警察協助員等の少年警察ボランティアの活動の活性化に積極的に取り組むとともに、これら少年警察ボランティアをはじめ学校関係者等との連携による街頭活動を強化して、非行少年、不良行為少年等の早期発見・補導や家出少年の発見・保護に努めている。

また、座談会等地域住民とのふれあいの機会や広報媒体を通じて、少年非行の実態、少年の福祉を害する犯罪被害少年の深刻な被害実態を説明するなど、積極的に情報発信し、少年の規範意識の向上と地域社会の問題意識の醸成に努めている。

2 社会環境の浄化促進

青少年健全育成条例に基づき、有害図書等の区分陳列、販売制限などの状況について関係事業所の立入調査を行うなど健全育成のための環境整備を推進する。

<主な取組>

○青少年健全育成条例関係事業の実施

(青少年課)

岡山県青少年健全育成条例に基づき、優良図書・優良興行の推奨、有害図書・有害興行等の指定を行うとともに、立入調査員を指定しての年間を通じての調査に加え、この度の条例改正の普及啓発を行うことにより、青少年にとって良好な環境づくりに努める。

○少年の福祉を害する犯罪の取締り

(少年課)

少年の健全な育成を図る上で大きな弊害となっている有害図書類や少年の性非行の温床となりやすい風俗営業等に対する指導取締りを強化するとともに、児童買春・児童ポルノ禁止法等少年の人権を侵害し、その福祉を害する犯罪については厳正に取締りを行っている。

<平成18年中の検挙状況>

法令別	人 員	法令別	人 員
青少年健全育成条例	44人	風営適正化法	13人
児童買春・ポルノ法	53人	労働基準法	1人
児童福祉法	22人	覚取法	0人
職業安定法	6人	毒劇法	0人
未成年者喫煙禁止法	8人	その他法令	0人
未成年者飲酒禁止法	13人	総 数	160人

○有害環境浄化対策の推進

(少年課)

年々悪化の傾向にある有害環境に対処するため、少年警察ボランティアをはじめ、地域住民や関係機関・団体等と連携を図りながら、少年のたまり場となりやすいコンビニエンスストア、カラオケボックス、駅、公園等におけるパトロールの実施、これら施設の管理者に対する浄化に向けた要請や意識啓発、少年に対する有害情報の氾濫の抑止など、少年を取り巻く環境の浄化に取り組むとともに、性を売り物とする諸営業や少年の飲酒、喫煙等不良行為を助長する事犯に対する指導取締りの強化に努めている。

(別紙1)

岡山県青少年総合相談センターについて

1 岡山県青少年総合相談センター（ハートフルおかやま110）

知事部局、教育委員会、警察本部の青少年対策マトリックスの関係部局が一体となって、平成13年7月に設置した青少年総合相談センターにおいて、青少年に関する相談、指導等を総合的に行うことにより、いじめ、不登校、非行等の防止及び解消を図る。

青少年総合相談センターにおける各相談窓口の相談状況

(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

相談窓口 区分		総 合 相 談	教 育 相 談	進 路 相 談	子 ど も ほ つ と ラ イ ン	す こ や か 育 見 テ レ ホ ン	ヤ ン グ テ レ ホ ン 1 1 0 番	合 計
相談 内容	非 行	48	89	-	3	-	154	294
	いじめ	109	64	-	124	-	139	436
	不 登 校	105	54	-	110	-	28	297
	学習相談・その他	278	199	-	163	-	148	788
	進路相談	449	-	385	-	-	18	852
	小 計	941	317	385	397	-	333	2,373
	家 庭	832	179	-	370	4,273	235	5,889
	異性・交友等	346	1	-	1,966	-	220	2,533
	健 康・性	643	16	-	761	-	280	1,700
	そ の 他	1,331	112	-	4,334	-	187	5,964
備考	計	4,141	714	385	7,831	4,273	1,409	18,753
	平成17年度	2,901	707	316	7,047	3,872	1,532	16,375
	平成16年度	2,795	774	378	3,072	2,976	1,413	11,408

2 青少年相談の充実強化

青少年総合相談センターにおける相談機能の充実強化を図ることを目的として、深刻かつ困難な悩みを抱えている青少年やその保護者等に対し、臨床心理士や弁護士等の専門家によるアドバイスやカウンセリングを無料で行う青少年問題アドバイザー事業を実施する。

また、青少年相談機関の専門的機能を相互補完し、連携を密にするため、「青少年相談機関連携強化連絡会議」を開催するほか、青少年相談機関との交流・研究会等を開催する。

3 教育相談等について

	事 業 名	内 容 等
教育相談体制整備	教育相談員配置事業	倉敷・高梁・津山教育相談室と県青少年総合相談センターに教育相談員を配置し、児童生徒・保護者・教員等への教育相談を実施する。
	県総合教育センター教育相談事業	児童生徒・保護者・教員等を対象に、面接・電話相談、医師による相談を実施する。
	教育相談員研修事業	教育相談室・市町村教育相談員を対象に実施し、専門家による講話や実技研修等をとおして相談員の資質向上を図る。
	進路相談員配置事業	中・高校における不登校生徒や高校中退者の適切な進路選択を支援するため、県青少年総合相談センターに進路相談員を配置し、進路情報の提供等を行う。
	進路相談事業	中・高校における不登校生徒や高校中退者の悩みの解消や適切な進路選択を行えるよう、進路相談会を実施する。
小・中ふれあい促進	スクールカウンセラー配置事業（拡充）	教育相談の専門家である臨床心理士等を、全中学校165校に配置し、生徒等の心の相談に当たることにより、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図る。また、スクールカウンセラー配置校連絡協議会を開催し、情報交換等を通じて有効な活用方法について協議する。
	スクールサポーター配置事業	地域の人材を活用し、学校の教育活動を支援する「スクールサポーター」を小・中学校に配置し、家庭への訪問活動を中心とする不登校児童生徒や保護者への支援を通して不登校の解決を図る。また、スクールサポーターが、家庭や地域の民生委員、教育支援センター（適応指導教室）等に出向くことにより、学校と家庭・地域との連携強化を図る。小学校20校と原則として不登校生徒の存する4学級以上の中学校140校に配置する。
	「心の専門家」派遣事業	臨床心理士等を小学校に派遣し、学校不適応の状況にある児童について、「心の専門家」と教員でケース会議を行い、教員が助言を受けながら今後の指導方針等について協議する。 派遣回数120回
	すこやか育児テレホン	乳幼児期から少年期までの子どもを持つ親等を対象に、子育てに関する不安や悩みを解消するため、電話や電子メールにより相談を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談（毎日朝8時30分～夜11時） ・家庭教育カウンセラー（毎週火朝10時～12時） ・相談員の養成・研修
	子どもホットライン	小・中・高校生を対象に、子どもの悩みなどについての相談を学生ボランティアが電話・電子メールで受け付ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・平日の夕方5時～夜11時 ・土、日曜日、祝日の朝8時30分～夜11時 ・相談員の養成・研修

4 少年相談について

(1) 青少年の相談受理体制

①警察本部

岡山、倉敷、津山の県下3箇所に少年課附置組織として少年サポートセンターを設置し、同サポートセンター勤務の警察官や少年補導員等により、電話相談、面接相談等に対応している。

「ヤングテレホン」は、昭和52年4月、少年相談の専用電話として旧岡山少年補導センターに開設し、昭和61年からはいじめ相談を兼ねた「ヤングテレホン・いじめ110番」を運用しており、また、平成13年7月からは「岡山県青少年総合相談センター」の電話相談窓口の一つとして参画している。

「ヤングテレホン・いじめ110番」は、午前8時30分から午後9時45分までの間については岡山少年サポートセンターの少年補導員等が対応し、それ以外の時間については警察本部生活安全部の宿直員が対応することとし、24時間体制で運用している。

さらに、平成15年5月9日から、岡山少年サポートセンターに設置したパソコンを使用し、「ヤングメール」という愛称で電子メールを利用した相談システムを開始した。これは、近年、青少年のコミュニケーションの手段としてメール通信が普及したことに伴い、悩みを抱えながらも電話相談や面接相談を躊躇している少年が気軽にメールによる相談ができるようにとの考え方から運用を開始したものである。

②各警察署

県下22警察署においても、少年補導員、警察安全相談員等が少年やその保護者等からの電話相談や面接相談に対して積極的に応じている。

(2) 平成18年中の受理状況

相談内容は、家庭問題が最も多く、次いで学校問題、非行問題などの順となっている。

①年別推移（メール相談を除く。）

年別	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
相談件数	1,986	1,099	1,117	909	937	1,096
ヤングテレホン	512	420	441	419	370	715

②相談内容（メール相談を除く。）

相談内容	学校問題	家庭問題	非行問題	交友問題	健康問題	犯罪被害	家出関係	その他	合計
相談件数	225	233	182	191	109	68	17	71	1,096

③相談者別（メール相談を除く。）

相談者別	保護者等	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	767	22	74	137	96	1,096

(3) メール相談「ヤングメール」の受理状況(平成18年1月1日～12月31日)

受理件数は496件で、いじめ等の学校問題、交友問題を中心に多くの相談や問い合わせが寄せられており、これらの相談は、内容等から判断して少年本人からのものが大半を占めている。

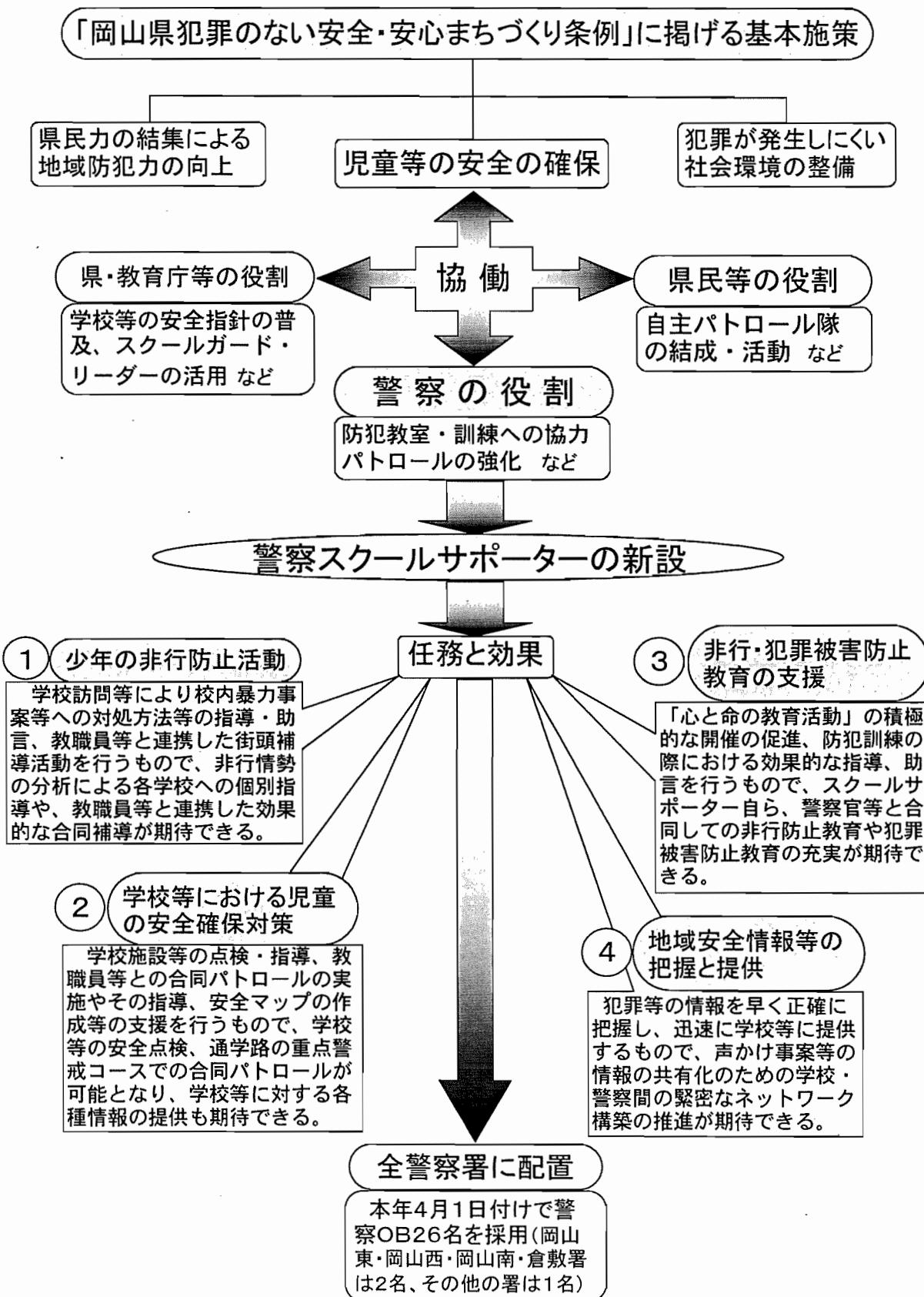
①相談内容

相談内容	学校問題	交友問題	健康問題	家庭問題	非行問題	犯罪被害	家出関係	その他	合計
相談件数	148	105	130	31	23	36	2	21	496

②相談者別

相談者別	保護者等	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	31	54	50	150	211	496

警察スクールサポーター配置事業



いじめ対策行動推進会議の設置について

平成19年6月1日
岡山県教育庁指導課

1 趣 旨

昨今、いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生したり、また、携帯電話を利用するなど新たな状況も見られ、いじめは陰湿化、深刻化している。

県教育委員会としては、これまで研修会の開催や指導資料の作成による学校を指導してきたところであるが、こうした新たな状況に対応できるよう、有識者、保護者、学校関係者等による「いじめ対策行動推進会議」を設置し、学校の取組や家庭の役割、関係機関との連携の在り方等について提言を求め、今後の取組に生かす。さらに、こうした取組を検証・改善し、充実させていくことにより、いじめ問題の根絶を目指す。

2 委 員

(敬称略：50音順)

	所 属 等	氏 名
1	県立岡山東商業高等学校PTA副会長	岩根 隆
2	岡山中央児童相談所判定課長	内田 敏子
3	倉敷市立下津井中学校長	小田 満思
4	県立岡山芳泉高等学校校長	後藤 文夫
5	県PTA連合会前副会長（中学校）	頃安 俊男
6	美咲町立柵原西小学校校長	定本 啓子
7	スクールカウンセラー（臨床心理士）	下野 麻美
8	県PTA連合会前副会長（小学校）	東郷 浩幸
9	岡山大学教育学部教授	古市 裕一
10	岡山家庭裁判所調査官	増田 知代
11	県民生委員児童委員協議会 主任児童委員連絡部会 部長	松嶋 且子
12	岡山市スポーツ少年団指導者協議会長	安田 昭忠

3 協議事項及びスケジュール

開催予定	協 議 事 項
第1回 6月7日(木)	○いじめの現状と課題 ・いじめの現状 ・いじめの原因・背景等 ・これまでの国や県の取組
第2回 7月第1週	○いじめの問題解決への取組 ・事例に基づく様々な視点からの提言
第3回 8月第1週	○いじめの未然防止に向けて ・学校の取組 ・家庭の役割、取組 ・地域・関係機関との連携 ○提言のまとめ

4 報告書・リーフレットの作成

報告書：全公立学校の教員すべてに配付
リーフレット：全公立学校の保護者すべてに配付

公立学校におけるいじめの発生状況

- ◇ いじめの発生学校数、発生件数の最近3年間の推移と平成18年度途中の状況
(公立学校合計)

年 度	発生学校数		発生件 数		1校当たりの件数	
	岡山県		岡山県		岡山県	全 国
平成15年度		175		451	0.6	0.6
平成16年度		171		401	0.6	0.6
平成17年度		175		456	0.6	0.5
平成18年度		353		1263	1.8	

(公立小学校)

年 度	発生学校数		発生件 数		1校当たりの件数	
	岡山県		岡山県		岡山県	全 国
H15	56		87	0.2	0.3	
H16	64		102	0.2	0.2	
H17	71		137	0.3	0.2	
H18	181		506	1.2		

(公立中学校)

年 度	発生学校数		発生件 数		1校当たりの件数	
	岡山県		岡山県		岡山県	全 国
H15		89		299	1.7	1.5
H16		78		240	1.4	1.3
H17		79		271	1.6	1.2
H18		127		624	3.8	

(公立高等学校)

年 度	発生学校数		発生件 数		1校当たりの件数	
	岡山県		岡山県		岡山県	全 国
H15	30		65	0.8	0.5	
H16	29		59	0.7	0.5	
H17	25		48	0.6	0.5	
H18	43		128	1.7		

(公立盲・聾・養護学校)

年 度	発生学校数		発生件 数		1校当たりの件数	
	岡山県		岡山県		岡山県	全 国
H15		0		0	0.0	0.1
H16		0		0	0.0	0.1
H17		0		0	0.0	0.1
H18		2		5	0.5	

平成15年～17年度の数値は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によるが、平成18年度については、平成18年10月末現在の数である。

自主的な活動への支援

～ 犯罪のない安全・安心岡山県づくり～

県では、昨年9月、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」を制定し、県・県教育委員会・県警察本部が一体となって、子どもをはじめすべての県民の安全・安心を確保するための諸施策を推進している。

県及び安全・安心岡山県づくり県民会議は、この度、県内の各地域や職域で活動中の自主活動団体や小学校に対する次の事業を実施することとし、自主的な活動の輪の拡大と充実を支援する。

第1 安全・安心岡山県づくり県民会議の登録会員制度

1 登録制度の概要

子どもの見守り活動など地域における安全で安心なまちづくりに関する活動を行っている団体を登録会員として、県民会議に登録し、団体間の情報交換や県民会議・県から情報提供等の支援を行う。

2 事業主体

安全・安心岡山県づくり県民会議、県（協力）

3 県民会議

- ・県民総ぐるみによる安全・安心まちづくりを推進する全県組織として、平成18年9月に設立
- ・行政、学校、地域、福祉、マスコミ、経済関係などの全県的組織で構成（112団体・機関）

4 登録会員になるための要件（次の2つの要件を満たす団体）・手続

(1) 要件

- ① 県民又は事業者が自主的に組織する5人以上で構成された民間の団体
- ② 次の活動を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施する団体
※犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動

(2) 手續

要件を満たす登録希望団体が、県民会議の事務局である県安全・安心まちづくり推進室に申請

5 その他

(1) 登録の有効期間

登録年度を含め3年

(2) 会費

無料

(3) 登録開始

平成19年6月1日（金）から

第2 自主活動参加者への見舞金制度の創設

1 見舞金制度の概要

安全・安心岡山県づくり県民会議の登録会員に登録した自主活動団体が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」に参加した人が、活動中、事故等で、けがをしたり、亡くなった場合に見舞金を支給する。

2 見舞金の種類と額

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) 死亡見舞金 | 1,000,000円 |
| (2) 後遺障害見舞金 | 100,000円～1,000,000円 |
| (3) 負傷者見舞金 | 10,000円～100,000円 |

3 制度開始

平成19年6月1日（金）から

第3 子ども110番の家・セーフティーコーンを設置するモデル小学校区の募集

県では、子どもたちの目線で「子ども110番の家」を見つけることができ、また、地域ぐるみで子どもたちの安全を守るという気運を高めることを目的として、小学校区単位で、「子ども110番の家」に岡山県マスコット・ももっちのイラスト入りのセーフティーコーンを、昨年度からモデル的に設置している。

今年度については、次のとおり公募により、実施小学校区を選定する。

1 受付期間

平成19年6月1日（金）～6月29日（金）

2 モデル小学校区数

3 小学校区程度

3 対象小学校区

県内の全小学校区

4 モデル小学校区の決定時期

平成19年7月頃

（参考）

事業実施中の小学校区

- ・岡山市立三軒小学校区
- ・早島町立早島小学校区
- ・勝央町立勝間田小学校区



食育から広げる生活リズム向上プラン



背景

- ・子どもの基本的生活習慣の乱れ
- ・食習慣の乱れや生活習慣病の増加



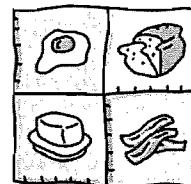
- 子どもの基本的生活習慣や生活リズムの向上を図る。
- 家庭や地域と連携しながら学校における食育を推進する。
- 家庭や地域の教育力の向上を図る。

展開

県の事業

■子どもの生活リズム向上を県民運動として展開 ⇔ PTA連合会等との連携

- 1 県民への啓発推進のためのシンポジウム開催
- 2 家庭向けリーフレットの作成・配布
- 3 朝食料理コンクールの実施
- 4 生活リズム向上応援隊(仮称)による取組の推進
- 5 県とモデル地域関係団体の連絡会議の実施
- 6 各地域の取組や成果を発表する研究協議大会開催



地域ぐるみでの取組 (市町村の実行委員会へ委託・6市町村)

学校

家庭

地域

食育推進事業

子どもの生活リズム向上事業

《取り組み例》

- 学校給食への地場産物利用促進
 - ・地場産物を活用した献立づくり
 - ・学校関係、農協、流通関係者等連絡会
- 授業における食育の充実
 - ・学校教育ボランティア発掘
 - ・食に関する指導充実
- 家庭・地域への啓発
 - ・食育の重要性についての啓発活動

《取り組み例》

- 地域で取り組む生活リズム向上運動(メニュー例)
 - ・PTA等と連携した啓発事業
 - ・地域の子どもの生活リズム調査の実施
 - ・通学合宿による生活リズムづくり
 - ・ノーテレビデーと読書活動の推進 等
- ・栄養バランスを考えた朝食レシピの開発

効果

- ・子どもの基本的生活習慣の確立と生活リズムの向上

- ・子どもの望ましい食習慣の育成

・毎日朝食を食べる子どもの割合…目標86%(H23年度)

・地場産物を活用した学校給食…目標40%(H20年度利用率)



児童虐待の現状

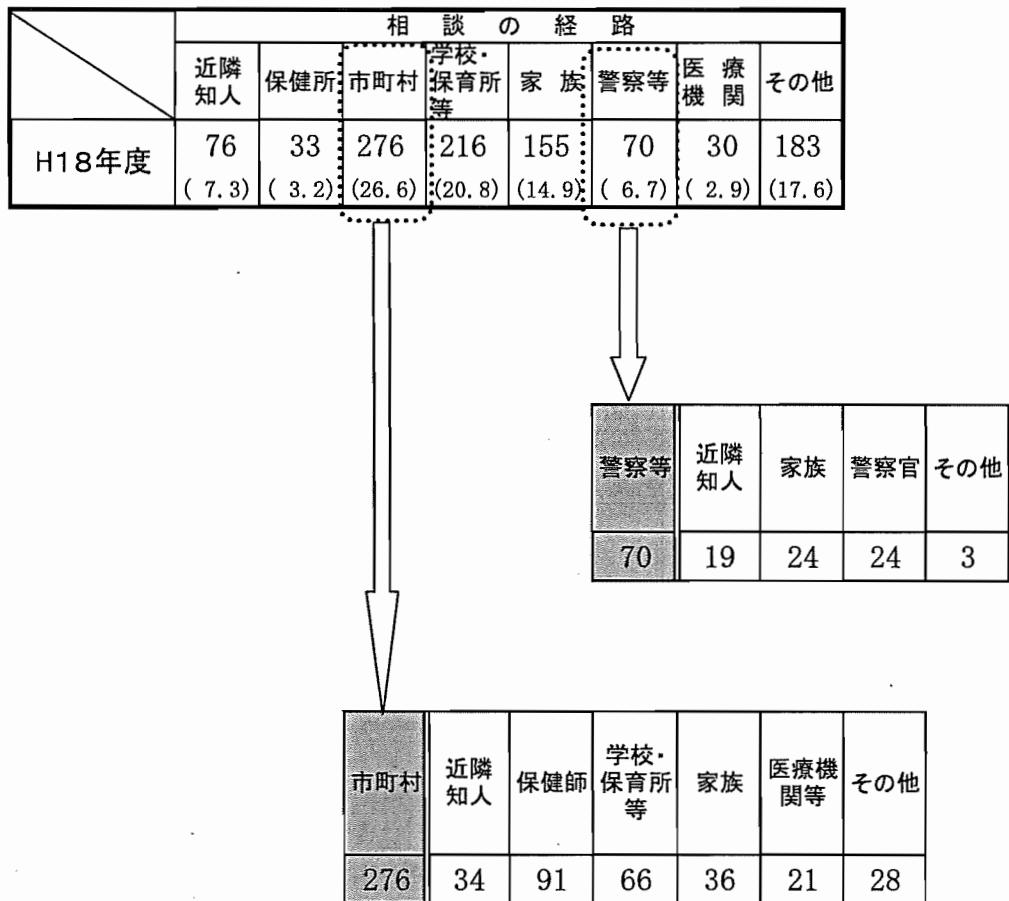
相談件数の内訳

	児童相談所別			虐待の内容別				主たる虐待者別		
	中央	倉敷	津山	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	実母	実父	その他
H13年度	188 (45.1)	168 (40.3)	61 (14.6)	167 (40.0)	9 (2.2)	198 (47.5)	43 (10.3)	297 (71.2)	64 (15.3)	56 (13.4)
H14年度	205 (43.5)	217 (46.1)	49 (10.4)	223 (47.3)	9 (1.9)	186 (39.5)	53 (11.3)	306 (65.0)	98 (20.8)	67 (14.2)
H15年度	316 (51.8)	246 (40.3)	48 (7.9)	182 (29.8)	29 (4.8)	315 (51.6)	84 (13.8)	436 (71.5)	95 (15.6)	79 (12.9)
H16年度	400 (52.1)	321 (41.9)	46 (6.0)	248 (32.3)	18 (2.3)	358 (46.7)	143 (18.7)	460 (60.0)	176 (22.9)	131 (17.1)
H17年度	604 (72.9)	171 (20.6)	54 (6.5)	224 (27.0)	27 (3.3)	398 (48.0)	180 (21.7)	547 (66.0)	210 (25.3)	72 (8.7)
H18年度	553 (53.2)	383 (36.9)	103 (9.9)	252 (24.3)	15 (1.4)	587 (56.5)	185 (17.8)	742 (71.4)	223 (21.5)	74 (7.1)

虐待の内容別と主たる虐待者の関係

区分		H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度
身体的虐待	実母	97 (58.1)	117 (52.5)	93 (51.1)	129 (52.0)	111 (49.6)	123 (48.8)
	実父	33 (19.8)	54 (24.2)	56 (30.8)	74 (29.9)	85 (37.9)	91 (36.1)
	その他	37 (22.1)	52 (23.3)	33 (18.1)	45 (18.1)	28 (12.5)	38 (15.1)
	計	167 (100.0)	223 (100.0)	182 (100.0)	248 (100.0)	224 (100.0)	252 (100.0)
性的虐待	実母			1 (3.5)	3 (16.7)	3 (11.1)	
	実父	2 (22.2)	3 (33.3)	7 (24.1)	7 (38.9)	11 (40.7)	9 (60.0)
	その他	7 (77.8)	6 (66.7)	21 (72.4)	8 (44.4)	13 (48.2)	6 (40.0)
	計	9 (100.0)	9 (100.0)	29 (100.0)	18 (100.0)	27 (100.0)	15 (100.0)
ネグレクト	実母	170 (85.9)	160 (86.0)	293 (93.0)	297 (83.0)	334 (83.9)	527 (89.8)
	実父	25 (12.6)	25 (13.5)	16 (5.1)	51 (14.2)	59 (14.8)	54 (9.2)
	その他	3 (1.5)	1 (0.5)	6 (1.9)	10 (2.8)	5 (1.3)	6 (1.0)
	計	198 (100.0)	186 (100.0)	315 (100.0)	358 (100.0)	398 (100.0)	587 (100.0)
心理的虐待	実母	30 (54.7)	29 (54.7)	49 (58.4)	31 (21.7)	99 (55.0)	92 (49.7)
	実父	4 (30.2)	16 (30.2)	16 (19.0)	44 (30.8)	55 (30.6)	69 (37.3)
	その他	9 (15.1)	8 (15.1)	19 (22.6)	68 (47.5)	26 (14.4)	24 (13.0)
	計	43 (100.0)	53 (100.0)	84 (100.0)	143 (100.0)	180 (100.0)	185 (100.0)
計	実母	297 (71.2)	306 (65.0)	436 (71.5)	460 (60.0)	547 (66.0)	742 (71.4)
	実父	64 (15.3)	98 (20.8)	95 (15.6)	176 (22.9)	210 (25.3)	223 (21.5)
	その他	56 (13.5)	67 (14.2)	79 (12.9)	131 (17.1)	72 (8.7)	74 (7.1)
	計	417 (100.0)	471 (100.0)	610 (100.0)	767 (100.0)	829 (100.0)	1,039 (100.0)

児童相談所への相談経路の詳細



食育から広げる 生活リズム向上プラン

地域・ボランティア等



教育関係者等



食 育

心身の
健康増進

豊かな
人間形成

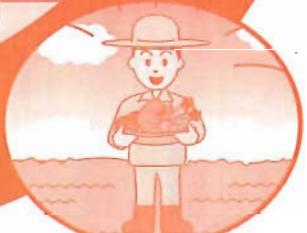
健全な
食生活の実現



生活リズムの向上



食品関連事業者



農林漁業者等



早ね 早起き 朝ごはん運動

近年、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れが指摘され、学習意欲や体力・気力の低下にも影響していることが、様々な調査から明らかになっています。

岡山県教育委員会では、各家庭や地域ぐるみで早寝早起きや毎日朝食をとることに取り組んでいくなど、関係機関と連携して、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育んでいくことを目的として、「早ね早起き朝ごはん」運動を推進していきます。

早寝！早起き！朝ごはん！で 生活リズムを整えよう！

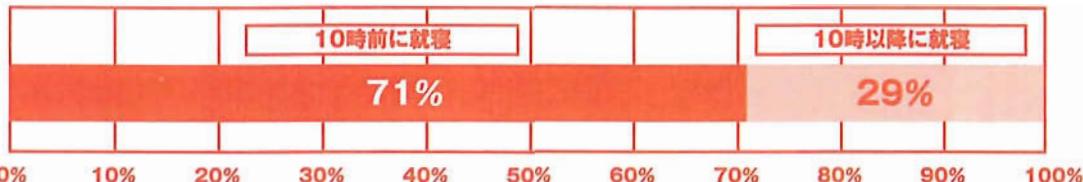
生活習慣は、子どもの学力・体力・気力に大きな影響を与えています。

学力・体力・気力を身につける力はもっと身近なところにあります。



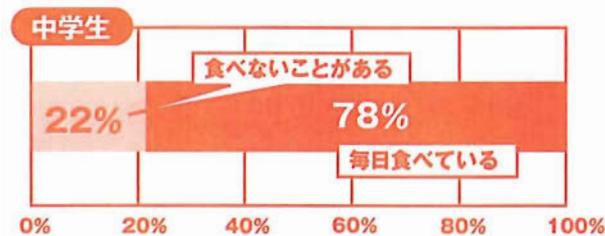
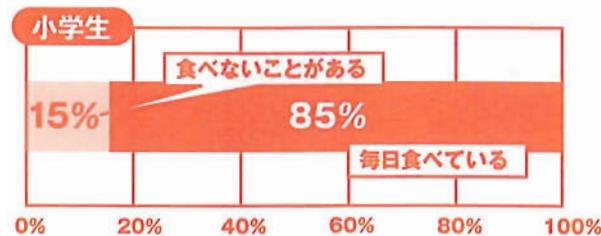
子どもの基本的生活習慣

★就学前の幼児における就寝時間



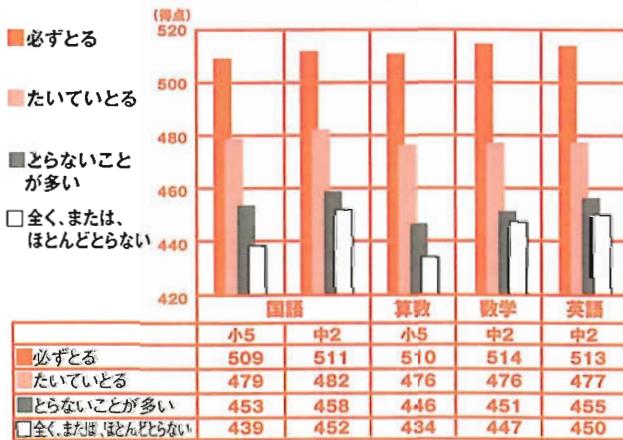
※ベネッセ教育研究開発センター「第3回幼児の生活アンケート」首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)1.5歳～6歳の幼児を持つ保護者2,980名

★朝ごはんを食べないことがある小・中学生



※平成17年度文部科学省委嘱調査「義務教育に関する意識調査」より 調査対象:全国の小中学生・保護者等36,000名

★毎日朝食をとる子どもほど、 ペーパーテストの得点が高い傾向

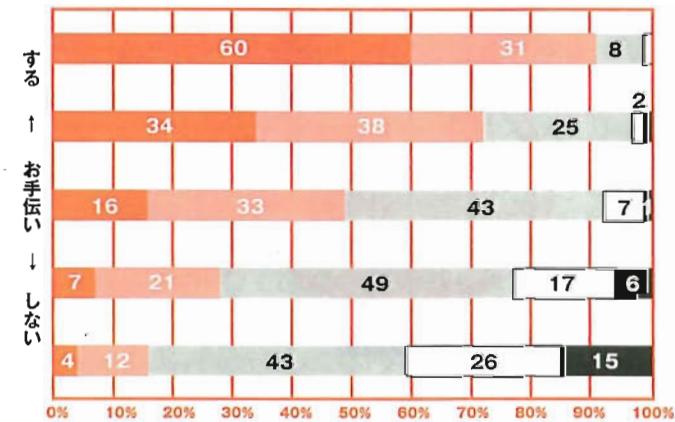


※出典:国立教育政策研究所「平成15年度小・中学校教育課程実施状況調査」

調査対象:小学生 約21万人(小学5・6年生各約10万人)

中学生 約24万人(各学年約8万人)

★お手伝いをする子どもほど 道徳観・正義感が身についている傾向



※青少年教育活動研究会「子どもの体験活動等に関するアンケート調査報告書」(平成11年)による

調査対象:全国の小学校2・4・6年生、中学2年生及びその保護者(回答児童生徒数11,123人)

“早ね早起き朝ごはん”ロゴマークについて

明るく健康的な「岡山県マスコットももっち」をキャラクターとして、望ましい生活リズムを身につけることの大切さを呼びかけるために作成しました。この取組に賛同し、取組を進めていただける全ての個人や団体に自由に使用していただけるものです。ご希望の方は、下記ホームページからダウンロードしてください。

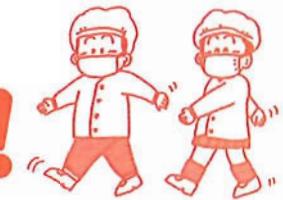
<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/syogai/>

お問い合わせ先 県教育庁生涯学習課社会教育班 TEL:086-226-7597



学校・家庭・地域が連携して

食育・生活リズム向上を推進!



食育および生活リズム向上を推進

子どもの基本的生活習慣を育成することが重要な課題となっています。子どもの望ましい食習慣の形成に重点を置いて、こうした課題を解決しようとする場合、学校においては、「生きた教材」である学校給食の充実を図り、学校教育活動全体を通じた食に関する指導を図るとともに、家庭・地域においては、基本的生活習慣の育成に向けた様々な取組を実践するなど、

学校・家庭・地域の三者が連携を図りながら子どもの生活リズム向上を推進していくことが重要です。



栄養教諭が配置されました。

18年度…倉敷市・瀬戸内市・鏡野町

19年度…岡山市・総社市・新見市・真庭市・奈義町・和気町

合計 9名



どんな仕事をするの?

食に関する指導に係る全体的な計画の作成など、学校全体の取り組みに企画段階から中心的に携わり、教職員間の連携・調整を図るとともに、給食だよりの発行や、親子料理教室の開催などを通じ、家庭や地域社会と連携しながら啓発活動を進めます。

つまり、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこととなります。

平成19年度 食育や生活リズムの向上を図るモデル事業の取組

- ・食育から広げる生活リズム向上プラン（井原市・高梁市・赤磐市・美作市・奈義町・和気町）
- ・栄養教諭を中心とした食育推進事業（岡山市・真庭市）
- ・地域に根ざした学校給食推進事業（総社市）
- ・児童生徒の生活習慣と健康等に関する調査研究事業（新見市）



以上のモデル地域は、その効果の発信地となり、活動を報告し、県下全域へ普及し、元気な「岡山っ子」を育成します。

平成19年度

岡山県教育委員会食育推進関連事業

シンポジウムの開催

「子どもの生活リズム向上シンポジウム」

～服部幸應先生と岡山っ子の健康を考える～

■開催日時:平成19年6月25日(月)

12:30受付開始

13:00開演

16:00終了

■開催場所:岡山市民会館

〈基調講演〉

「食育のすすめー大切なものを失った日本人ー」

服部幸應先生

〈シンポジウム〉

テーマ「学校・家庭・地域が連携して進める食育」

■申込方法:官製はがきでお申し込みください。



参加無料

申込み切り:6/8必着

700-8570
岡山市内山下
岡山県教育庁
保健体育課
シンポジウム
担当 係

個人又は団体名
参加人数
御案内送付先
・氏名
・住所 番号
・電話・ファックス番号

表

裏

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会副会長

はっとり ゆき お
服部幸應先生

我が家の朝食、自慢コンクール

夏休みに家族で取り組んでみよう!



■応募資格:小中学生の保護者およびその家族

(応募用紙はお子様を通して家庭へ配布致します。)

■募集期間:平成19年7月~9月7日(金)必着

■応募方法:規定の用紙に記入し、郵送もしくはFAXで

岡山県教育庁保健体育課 宛
〒700-8570 岡山市内山下2-4-6
FAX086-226-3684



研究協議大会の開催

平成20年2月下旬に研究地域の発表会と料理コンクールの表彰を予定しています。

●問い合わせ先

岡山県教育庁保健体育課

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 TEL086-226-7591 FAX086-226-3684

岡山県教育庁生涯学習課

同上

TEL086-226-7597 FAX086-224-2035

安全・安心岡山県づくり県民会議

登録会員を募集します!!

～ 犯罪のない安全・安心岡山県づくり ～



■ 安全・安心岡山県づくり県民会議ってなに?

安全・安心岡山県づくり県民会議は、犯罪のない安全で安心な岡山県の実現に向けた取組を推進することを目的に組織されました。

「犯罪のない安全・安心岡山県づくり県民運動」を推進しています。

■ 誰でも登録会員になれるの?

岡山県内に所在し、次の2つの要件を満たす自活動団体であれば、登録会員になれます。

- ① 県民又は事業者が自主的に組織する5人以上で構成された民間の団体であること。
- ② 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」を月1回以上の頻度で継続的かつ計画的に実施すること。

■ 「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」って?

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動



■ 登録会員になると何かメリットがあるの?

- ・活動の参考となる情報の提供等が受けられます。
- ・登録会員間の情報交換ができます。
- ・登録会員が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされた場合などに、見舞金を受けられます。（詳しくは、「見舞金制度の概要」（うら面）をご覧ください。）

■ 会費は?

無料です！

■ 登録会員になるにはどうすればいいの?

「登録会員登録申請書」に必要事項を記入していただき、安全・安心岡山県づくり県民会議事務局までお申し込みください。申請書の内容を確認させていただき、登録証を交付します。（有効期間は、登録した年度を含め3年目の年度末までです。）

詳しくは、ホームページをご覧ください。ホームページからも申請できます。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kenmin/anzen-top.htm>

お申し込み・お問い合わせは▶▶▶

● 事務局 ●

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6

岡山県安全・安心まちづくり推進室内 安全・安心岡山県づくり県民会議 事務局

TEL.086-226-7259(直通) FAX.086-233-7677 E-mail: anzenanshin@pref.okayama.lg.jp

見舞金制度の概要

岡山県では、子どもの見守り活動や自主パトロール活動等、犯罪のない安全・安心岡山県づくりを実践する地域ボランティアの方々が、安心して活動を行うことができるよう、その活動中の事故などにより、けがをされた場合などに見舞金を支給する制度を設けました。

1 どんな制度なの？

子どもの安全確保のための活動など安全・安心岡山県づくりを実践している団体で、「安全・安心岡山県づくり県民会議」の登録会員として事前に登録した団体が行う「犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動」中に、参加者が万一事故等でけがをされたり、亡くなられた場合に見舞金を支給する制度です。

2 どんな活動でも見舞金が支給されるの？

見舞金が支給されるのは、県内で行われる犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る活動で、具体的には次の活動中の事故等が対象となります。なお、県費で別途ボランティア保険に加入している方は、対象になりません。

- ・学校、通学路等における子どもの安全確保活動
- ・防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動
- ・地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動
- ・少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動
- ・防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動
- ・その他の犯罪防止を目的とした活動

3 見舞金の種類と見舞金の額は？

けが等の程度	見舞金の種類	見舞金の額
亡くなられた場合	死 亡 見 舞 金	1,000,000円
後遺障害がある場合	後 遺 障 害 見 舞 金	100,000円～1,000,000円 (後遺障害の程度に応じて支給します。)
けがをされた場合 (治療期間1週間以上)	負 傷 見 舞 金	10,000円～100,000円 (負傷の程度に応じて支給します。)

* 負傷見舞金は、治療期間（実際に医療機関で治療された期間）が1週間以上の場合に支給します。

* 活動場所への往復の途上、ご本人の故意又は重大な過失、病気に起因する事故等については、対象なりません。

4 もし事故に遭って見舞金を受ける場合はどうしたらいいの？

見舞金の対象となる事故が発生した場合には、まず、1か月以内に事故の状況について岡山県に報告をお願いします。その後、申請書、診断書等必要な書類を提出していただきます。

5 詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kenmin/anzen-top.htm>

●お問い合わせ先●

岡山県安全・安心まちづくり推進室

TEL.086-226-7259（直通）

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6 FAX.086-233-7677 E-mail:anzenanshin@pref.okayama.lg.jp

▶▶▶ホームページからも申請できます。

(様式1)

登録会員登録（変更・更新）申請書

平成 年 月 日

安全・安心岡山県づくり県民会議会長

岡山県知事 石井 正弘 殿

安全・安心岡山県づくり県民会議登録会員への登録等に関する要綱の規定に基づき、申請します。

ふりがな 団体名					
ふりがな 代表者氏名					
代表者住所	〒 -				
連絡先	住 所	〒 -			
	電話番号 () -	F A X () -			
	E-mail			代表者宅・担当者宅（氏名）・その他（ ）	
活動地域	小学校区				
	管轄の警察署				
活動日	毎日・週 回・月 回	活動時間帯		構員	人
活動の内容 (該当するものに○を付けてください。 複数可。)	1. 学校、通学路等における子どもの安全確保活動 2. 防犯パトロール、防犯診断等の地域安全活動 3. 地域安全マップ作成、防犯教室、防犯講話等の防犯力向上活動 4. 少年非行防止活動、落書き消去運動等の犯罪を発生させない環境づくり活動 5. 防犯キャンペーンなどの広報・啓発活動 6. その他の犯罪防止を目的とした活動（活動内容を記入してください。） []				

* 変更の場合は、変更内容がよくわかるように記入してください。

* 連絡先は、「代表者宅、担当者宅、その他」の別がわかるように記入してください。

* 活動地域は、○○町地内等と詳細に記入してください。また、小学校区、管轄の警察署が、複数にまたがる場合はすべて記入してください。

* 活動時間帯は、午後○時～○時まで等可能な限り詳細に記入してください。

* 個人情報について

- 提出いただいた個人情報は、安全・安心岡山県づくり県民会議、県及び市町村が、安全・安心岡山県づくりに関する情報の提供や自主活動団体に対する支援を目的とする活動に限って利用します。
- 上記情報のうち、団体名、市町村名、活動地域(小学校区等を含む)、活動内容については、県ホームページで公表しますので、御了承ください。

3つの県民運動を実施中です!

「安全・安心岡山県づくり県民会議」では、誰でも気軽に取り組める3つの県民運動を推進しています。県民の皆さんも、それぞれの立場からできる範囲で取り組んでいただければと考えています。

1. 「おはよう、おかえり」 県民運動

- ・子どもたちの登下校時間帯に合わせて、庭掃除、買い物等を行います。
- ・できるだけ子どもたちの安全確保に「目配り」、「気配り」を行います。
- ・子どもたちへ、明るく「おはよう、おかえり」のあいさつします。



2. 「声かけあって、鍵かけ」 県民運動

- ・自主パトロール活動などにより、平素からお互いに「鍵かけ」の声をかけあい、自転車・自動車や自宅・事務所など、確実に鍵かけを行います。

3. 「犯罪を起こさせないまちづくり」 県民運動

- ・通学路、公園、駐車場等をはじめ、自宅、事業所など、周囲の環境をチェックし、「明るさ」や「見通し」が確保できているかどうかを確認します。
- ・「ゴミ」や「落書き」を一掃し、犯罪を防止します。

